

館山市入札・契約制度等検討委員会規程

平成27年3月6日制定
最終改正 令和 7年4月1日

(設置)

第1条 館山市の入札・契約に関する制度の適正な運用及び課題の解決を図り、一層の透明性及び公正性を確保するため、館山市入札・契約制度等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札・契約制度の改善に関すること。
- (2) 入札参加者等に係る適格性の審査及び資格の判定に関すること。
- (3) 有資格業者の入札参加資格停止に関すること。
- (4) 談合情報に係る処理経過に関すること。
- (5) 業者の施工体制等に関すること。
- (6) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員のほか、市職員以外の有識者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもってこれに充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、次の各号に該当する場合は、回議をもって検討委員会の会議に代えることができる。

- (1) 会議を開く時間的余裕がないとき。
- (2) 審査事項が軽易なものであるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を開くことが適当でないと認めるとき。

(専門部会の附置)

第6条 検討委員会に建設専門部会及び物品専門部会を附置する。

2 専門部会は、検討委員会から付議された事項について、調査及び検討を行い、その結果を検討委員会に報告しなければならない。

(専門部会の組織)

第7条 専門部会（以下「部会」という。）は、別表2に掲げる職にある者を部会員として組織する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長には総務部長を、副部会長には建設環境部長をもってこれに充てる。

(部会の会議)

第8条 部会の会議（以下「部会議」という。）は、部会長が招集し、部会の事務を

掌理する。ただし、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

- 2 部会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、部会長が認めるときは、それらの部会員に代えてその部会員が指名する者を代理とすることができるものとする。
- 3 部会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 検討委員会及び部会（以下「検討委員会等」という。）は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 検討委員会等の庶務は、総務部管財契約課において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、検討委員会等の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月6日から施行する。
- 2 館山市入札等検討会設置要綱（平成18年11月7日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 館山市入札・契約実務検討委員会

副市長

市長部局

総合政策部長

市民生活部長

総務部長

健康福祉部長

経済観光部長

建設環境部長

教育委員会事務局

教育部長

別表 2 館山市入札・契約実務検討委員会専門部会

建設専門部会

市長部局

総務部長

建設環境部長

管財契約課長

建設課長

建築施設課長

都市計画課長

下水道課長

農水産課長

物品専門部会

市長部局

総務部長

建設環境部長

情報課長

行革財政課長

管財契約課長

雇用商工課長

環境課長

教育委員会事務局

教育総務課長

学校給食センター長

こども課長